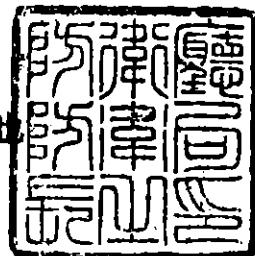


航空関係連絡協議会の設置に関する覚書

昭和49年5月23日

防衛庁防衛局長 久保卓也



運輸省航空局長 寺井久



- 1 運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間を調整し、もつて安全かつ円滑な航空交通の確保を図るため、運輸省と防衛庁との間に航空関係連絡協議会（以下「協議会」という。）を設ける。
- 2 協議会は、航空交通管制、航空機の運航、航空関係施設その他の航空交通に関する問題で運輸省と防衛庁との間で調整を要するものを協議するものとする。
- 3 協議会は、次の委員をもつて構成する。

防衛庁防衛局長	運輸省航空局長
防衛庁参事官（航空交通安全担当）	運輸省航空局監理部長
防衛庁参事官（施設担当）	運輸省航空局飛行場部長
防衛庁防衛審議官	運輸省航空局技術部長
防衛庁防衛局運用課長	運輸省航空局管制保安部長
防衛庁陸上幕僚監部第三部長	運輸省航空局首席安全監察官
防衛庁海上幕僚監部防衛部長	運輸省航空局監理部総務課長
防衛庁航空幕僚監部防衛部長	

なお、臨時に必要がある場合には、協議会において協議のうえ、臨時委員を参加させることができる。

- 4 協議会に管制運航部会及び施設部会を設ける。各部会の構成員は、協議会において定めるものとし、各部会における合意は、双方の合意により協議会の合意とすることができる。
- 5 防衛庁及び運輸省は、協議会の合意事項については、誠意をもつて速やかに実施するものとする。
- 6 協議会及び各部会の運営については、別途定める運営要領による。
- 7 航空関係連絡協議会設置に関する覚書（昭和33年12月16日）は、廃止する。